

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸空港条例施行規則の改正

意見募集期間

2025年2月19日～3月21日

問い合わせ先

港湾局空港調整課

078-595-6272

## 1 意見募集期間

2025年2月19日（水）～2025年3月21日（金）

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法等によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-0046

神戸市中央区港島中町4-1-1 ポートアイランドビル8階  
神戸市港湾局空港調整課 意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)595-6273 神戸市港湾局空港調整課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: [airport\\_koutyou@city.kobe.lg.jp](mailto:airport_koutyou@city.kobe.lg.jp)

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市港湾局空港調整課

神戸市中央区港島中町4-1-1 ポートアイランドビル8階

平日 9時15分～12時30分、13時30分～18時までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

## 3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

(3) 提出される書式には、「神戸空港条例施行規則の改正（案）」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2025年3月下旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

#### 4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

## 神戸空港条例施行規則の改正について（概要）

### 1. 改正の趣旨

神戸空港において、2025年4月18日から新たに供用を開始する第2ターミナルや駐車場の使用料を新設するにあたり、神戸空港条例に必要な規定を追加する改正を予定しています。（令和7年第1回定例会に提出）

神戸空港条例の改正が原案通り可決された場合、第2ターミナル等の施設の使用許可にかかる手続きや、使用料の納付方法などについて、神戸空港条例第31条の規定に基づき制定された神戸空港条例施行規則において規定するため、規則の一部改正を行います。

### 2. 改正の概要

#### ① 使用許可の例外規定の追加

航空機の運航に係る施設を使用する場合、共用施設であることから使用の調整を行う必要があり、使用許可の手続き方法については施設の運用規程等と合わせて定めるため、本規則と別に定めることとします。

また、駐車場を使用する場合、使用許可申請書の提出を不要とし、駐車券の交付をもって使用の許可を受けたこととします。

#### ② 使用料の納付方法に関する規定の追加

使用料を後納とすることができる相当な理由として、以下を定めます。

- ・ 国又は地方公共団体が使用するとき
- ・ ターミナル利用料、保安検査施設利用料を納付するとき
- ・ 業務用施設、商業用施設、特別待合室、専用駐車場、チェックインカウンター及び一般駐車場を使用するとき
- ・ 占用使用にかかる使用料を納付するとき
- ・ その他市長が特に必要があると認めるとき

#### ③ 指定管理者による管理運営への対応

指定管理者を指定している場合において、本規則の規定のうち、必要な事項（制限行為及び土地等の使用許可、各種申請書の提出先など）については、「市長」を「指定管理者」に読み替えます。

#### ④ その他所要の改正

条ずれ等の修正、整理を行います。

### 3. 施行予定日

2025年4月1日